

告 示

埼玉県告示第七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人川口市民環境会議

二 代表者の氏名

浅羽 理恵

三 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市本町四丁目十三番十一―千四百三号東急ドエルデュオプラザ川口

貳番館橋本泰孝内

四 更新後の認定の有効期間

令和三年七月十九日から令和八年七月十八日まで